補助金早期資金化サービス連携口座特約

お客さまは、GMO あおぞらネット銀行（以下、「当社」といいます。）の法人第十営業部またはビジネス第十支店（以下、総称して「本部店」といいます。）のうち、当社所定の Web サイトから補助金早期資金化サービス連携口座として開設された口座（以下、「本口座」といいます。）を用いて取引を行う場合は、この特約（以下、「本特約」といいます。）の下記条項に同意するものとします。なお、本特約は、本部店に開設された口座のうち本口座についてのみ適用され、本部店に開設された他の提携サービスに係る連携口座、その他の口座には適用されません。

第 1 条（本特約の適用範囲）

1．本特約は、お客さまが本口座を用いて行うすべてのお取引において、銀行取引規定、円普通預金規定、その他の規定の特則として適用されます。本特約に定めのない事項については、銀行取引規定および円普通預金規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。ただし、これらの規定、規則と本特約の間に矛盾抵触がある場合、本特約が優先して適用されるものとします。なお、当社の他の規定、規則などは当社 Web サイトへの掲示により告知します。

2．当社とお客さまとの間では、お客さまが本口座を用いて行うそれぞれの取引において、当社の他の支店の口座を用いた取引および本部店に開設された他の口座を用いた取引とは別途、契約が成立するものとし、それぞれの取引に係る各種規定も、本口座を用いた取引の範囲内で適用されるものとします。

第 2 条（ご利用いただける方）

1．銀行取引規定第 1 条の定めにかかわらず、本口座の口座開設申込および利用をすることができるのは、銀行取引規定第 1 条第 1 項の要件を満たし、かつ、Tranzax 株式会社（以下、「Tranzax 社」といいます。）が提供する「補助金早期資金化サービス」（以下、「補助金早期資金化サービス」といいます。）のお申込をされた、次の各号のいずれかに該当するお客さまに限られます。

（1）日本国内における国内法に基づいて設立された法人のお客さま

（2）日本国内にお住まいの個人事業主のお客さま

2．お客さまは、当社の他の支店の口座または本部店における他の提携サービスに係る連携口座を開設されている場合においても、本口座を、法人のお客さまは法人第十営業部に、個人事業主のお客さまはビジネス第十支店に、それぞれ 1 口座に限り開設できるものとします。

3．本口座の開設には、当社所定の Web サイトからのお申込が必要となります。

４．お客さまが本条第１項を満たさなくなった場合、本口座を解約するものとします。

第３条（口座連携）

１．本口座の利用にあたっては、当社所定の初回設定手続きが必要となります。

２．本条第１項に定める当社所定の初回設定手続きのほか、Tranzax 社が提供する補助金早期資金化サービスにおいて本口座の口座情報を登録いただく必要があります。

第４条（取扱時間）

銀行取引規定第９条に定めるほか、本口座のご利用においては、Tranzax 社において障害が発生した場合や、メンテナンスなどの必要がある場合には、当社はお客さまに予告することなく、本口座に係る各種サービス（以下、「本サービス」といいます。）の提供を一時停止、または中止することがあります。

第５条（払戻し）

本口座からの払戻しは、提携 ATM からの払戻しによる方法のほか、当社インターネットバンキングのログイン後画面より、お客さまが払戻先の金融機関を指定のうえご依頼いただく方法により行うことができます。

第６条（お客さまからの申し出による口座解約）

１．本口座の解約は、当社所定の方法により申し出を行うことができます。なお、補助金早期資金化サービスのご利用なく本口座単独でのご利用を継続いただくことはできません。

２．お客さまが補助金早期資金化サービスを解約された場合、本口座も解約いただく必要があります。

第７条（本サービスの終了）

１．次の各号に該当する場合、当社は本特約を解約し、当社の銀行取引規定、円普通預金規定およびその他の当社所定の規定を適用する場合があります。この場合、規定の適用に伴い、ご利用可能な商品やサービスの内容が変更となることがあります。また、当社は、必要に応じて、お客さまの本口座を当社が定める支店（部店）に変更する場合があります。

（１）Tranzax 社が補助金早期資金化サービスの提供を終了する場合

（２）Tranzax 社の業務継続が困難となった場合

（３）前各号のほか、やむを得ない事由により当社の本サービスの継続が困難となった場合

２．前項の定めによる本サービスの終了、規定の適用または支店（部店）の変更を行う場合、

事前にお客さまに通知します。

第 8 条（他の支店の口座および取引との関係）
お客さまが本口座に係る取引に関して申告したお客さま情報が、当社の他の支店の口座もしくは取引、または本部店に開設された他の口座もしくは取引に関して申告されたお客さま情報と一致する場合、当社は、これらの口座または取引を同一のお客さまのものとして取り扱う場合があります。

第 9 条（規定の変更）
当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本特約の変更をする必要性が生じた場合には、本特約の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社 Web サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以　上
（2026 年 11 月 1 日現在）